

がん病態栄養専門管理栄養士研修実地修練施設申請方法

1 実地修練施設申請条件



申請する診療施設は、次の条件を全て満たすことを要する

- ① がん診療拠点病院あるいは、本学会が必要と認めた施設であること。
- ② がん診療連携拠点病院の他、※外来化学療法室を設置している施設または、年間のがん新患者数が200例以上の施設であること。
- ③ ※がんに関わる専門医または本会認定がん指導師の責任の下に十分な指導体制が取れること。
- ④ 研修カリキュラムに基づく研修が可能であること。
- ⑤ NSTによる栄養管理を実施していること。

※今回新たに外来化学療法室を設置している施設からの申請が認められました。

※がんに関わる専門医とは「がん治療認定医」、「消化器がん外科認定医」、「口腔がん専門医」等々、各学会等の「がん」に係る「専門医ないしは認定医」の資格を有する医師をさします。

2 実地修練施設 お申込み～申請書作成の流れ



- ① 担当者より 以下を記載して cancer@eiyou.or.jp へてに e-mail でお申し込み下さい。
 - (1) メールの件名に「がん実地修練施設認定申請申込み」
 - (2) メールの本文に 1. 氏名 2. 会員番号
- ② 事務局より 申請料払込票と申請書類郵送専用封筒を担当者へてに郵送します。
郵送先は、すべて当会に登録された「送付先（自宅か勤務先）」のみとなります。
- ③ 担当者ご自身で
本会ホームページ→会員用マイページにログイン→〔資料ダウンロード〕タブの〔各種認定申請書類〕→がん病態栄養専門管理栄養士→実地修練施設→〔申請〕より申請書類をダウンロードして、お使いの PC へ保存してから、作成して下さい。
- ④ 担当者より
 - (1) 申請料（30,000 円）は、事務局から郵送した専用払込票でお振込み下さい。
 - (2) 申請書類は、事務局から郵送した専用封筒を使用して簡易書留でご郵送下さい。
 - (3) 申請書類は、必ず審査料のお振込み後に払込票のコピーを申請書の該当頁に貼付してから郵送して下さい。

（注）審査料払込前に、申請書類を郵送しないで下さい。

3

審査・認定証発行後 実地修練施設での研修



1,000 時間の実地修練の時間について

1,000 時間の実地修練については、がん病態栄養専門管理栄養士の第 4 条に「規定による**実地修練施設において 300 時間**、と**自施設における実地修練時間 700 時間**の合計 1,000 時間の実地修練を修了していること。」と規定しています。

実地修練施設での研修が可能

実地修練施設を取得している施設においては、自身の施設で実地修練（300 時間）を行うことができます。つまり、**年間の実務経験を実地修練期間に代えることができます。**

4

実地修練施設での 研修について



実地修練施設での研修受入が可能

- ① 研修希望者は、学会 HP に記載にある実施修練施設より選択し担当者と連絡を取る。
- ② 実施修練希望施設の研修責任者と研修条件・費用等について直接交渉する。
- ③ 交渉が成立した場合、300 時間の実地研修を実施し、修了書の交付を受ける。
研修内容は、HP に掲載している「がん病態栄養専門管理栄養士 実地修練研修項目および確認シート」を参照ください。
- ④ 研修終了後、がん病態栄養専門管理栄養士の受験申請を行う
(受験申請には必須 5 単位・選択 25 単位の計 30 単位が必要)

※**実地研修における web を用いた研修可否については、各実地修練施設が認めたものについて承認する。**